

## 資料A

### ○追加事項のある基本設計方針記載案の比較

	パターン1	パターン2
記載方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 変更前に、H22年認可済みのみ記載。</li> <li>➢ 変更後に、分割第1回+分割第2回の内容を記載し、分割第2回目に下線を引き明確にする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 変更前に、H22年認可済み+分割第1回を記載し、分割第1回に下線を引き明確にする。</li> <li>➢ 変更後に分割第2回の内容を記載する。</li> </ul>
手続き上の扱い	変更前がH22年認可済み申請書であり、変更申請として、H22認可対象への変更を明記する。	変更前がH22年認可済み申請書+分割第1回申請であり、両者を明記して、変更対象とする。
分かり易さ	○：容易。特に変更後の完本が一目でわかる。	○：容易。特に分割申請が多い場合、当該申請範囲が明確。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 記載を追記するのみで移動させることができるので、作成が容易。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 変更後に今回申請内容を記載するため、作成及び判別が容易。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 変更内容の理解しやすさが、パターン2より劣る。</li> <li>➢ 「変更後に記載するものは審査の対象」と考える場合、分割第1回分についても改めて審査を受ける扱いとなる可能性がある。</li> </ul>	<p>↗ 特になし。</p>
総合判断	法令解釈上問題なく、RFSは分割回数が少なく変更の手間も少ないため、パターン2とするものとする。	

イメージ図

